

地域密着型施設の指定更新について

○指定期間（6 年）が満了するため指定を更新する事業所

No	事業所名	サービス種類	指定期間	所在地	施設概要
①	グループホーム 恵寿 貳番館	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日	苗木 4618-96	定員 18 名 2 ユニット
②	デイサービスセンター すずらん	地域密着型通所介護 (デイサービス)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日	川上 2228-1	定員 18 名
③	小規模多機能 恵寿	小規模多機能型居宅介護	令和 6 年 5 月 1 日～ 令和 12 年 4 月 30 日	苗木 4618-12	登録定員 25 名
④	デイサービス 茶話本舗中津川	地域密着型通所介護 (デイサービス)	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 12 年 5 月 31 日	駒場 1630-152	定員 10 名
⑤	デイサービス おひさま	地域密着型通所介護 (デイサービス)	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 12 年 5 月 31 日	中一色町 3-14	定員 15 名 (2 単位)
⑥	サンシャインプレミアム 中津川グループホーム	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	令和 6 年 7 月 1 日～ 令和 12 年 6 月 30 日	駒場 1666-3965	定員 18 名 2 ユニット

○指定期間（6 年）が満了するため指定を更新する市外の事業所

No	事業所名	サービス種類	指定期間	所在地	施設概要
⑦	GENKI NEXT 恵那	地域密着型通所介護 (デイサービス)	令和 6 年 8 月 1 日～ 令和 12 年 7 月 30 日	恵那市 大井町 75-1	定員 10 名 (2 単位)
利用者：現在 0 人（坂本在住の方からの利用にかかる問い合わせあり、指定継続希望）					

＜根拠法令＞

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

① グループホーム 恵寿 貳番館

⑥ サンシャインプレミアム 中津川グループホーム

サービス内容と指定基準

サービス種別	認知症対応型共同生活介護 （ グループホーム ）
利用定員	1ユニット 5人以上9人以下 （1事業所 3ユニットまで ）
サービス内容	比較的安定した状態にある認知症の要介護者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるよう目指します。入浴、食事、排泄等日常生活の世話及び機能訓練を共同生活の中で行います。利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
職員基準	・ 管理者（常勤 ・ 認知症対応型サービス事業者管理者研修、実践者研修の受講者） ・ 計画作成担当者（介護支援専門員資格者・実践者研修受講、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者 2ユニットまでケアマネ資格1人で可 ） ・ 介護職員 （ 夜間以外：入居者3人に対し1人、夜間1人以上 ）
設備の基準	居室 （床面積 7. 4 3 m ² 以上 < 4. 5 畳以上 > ） 1居室 1人 居間、食堂、台所を共同生活住居ごとに設置
運営内容	・ 心身の状況の把握 ・ 要介護認定の申請にかかる援助 ・ 認知症対応型共同生活介護計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等

- ② デイサービスセンター すずらん
- ④ デイサービス 茶話本舗中津川
- ⑤ デイサービス おひさま
- ⑦ GENKI NEXT 恵那

サービス内容と指定基準

サービス種別	地域密着型通所介護 （ デイサービス ）
利用定員	同一時間帯に 18 人以下
サービス内容	利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
職員基準	・ 管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） サービスの提供に必要な知識・経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 ・ 生活相談員：提供日ごとに、1 名以上が必要です。 ・ 看護職員：サービス提供の単位ごとに 1 名以上が必要です。 ただし、利用定員 10 名以下の場合は、看護職員も含めて、介護職員の人員配置の考えで配置可能。 ・ 介護職員：利用者数が 15 人までは、専従の介護職員を 1 名以上必要となります。利用者数が 15 名を超える場合は、5 人おきに専従の介護職員をプラスします。 ・ 機能訓練指導員：1 名以上必要です。（他の職務にも従事できる）
設備の基準	・ 食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員 × 3 m²以上 ・ それぞれに支障のない場合は、同一の場所でも可 ・ 相談室は遮へい物の設置等
運営内容	・ 心身の状況の把握 ・ 居宅介護支援事業者等との連携 ・ 通所介護計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者＜代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等＞、市町村職員等

③ 小規模多機能 恵寿

サービス内容と指定基準

サービス種別	小規模多機能型居宅介護
利用定員	登録定員 29人以下 利用定員は18人以下
サービス内容	利用者が、その居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、入浴・排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活相談や健康状態の確認や機能訓練等のサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するものです。
職員基準	・ 管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） 3年以上認知症であるものの介護経験を有し、・認知症対応型サービス事業者管理者研修を修了している者 ・ 看護職員（看護師または准看護師）：従業者のうち1名以上。 ・ 介護職員：日中（通所）：利用者3人おきに1名（常勤換算） 日中（訪問）：1名（常勤換算） 夜間：夜勤1名、宿直1名（随時訪問サービスに支障がない体制を確保できれば、省略可） ・ 計画作成担当者：専従（利用者の処遇に支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） 介護支援専門員資格者・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者
設備の基準	・ 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備を備える ・ 居間及び食堂については、機能を発揮しうる適当な広さを確保（利用定員が15人を超える場合は、利用定員×3㎡以上） ・ 宿泊室については、7.43㎡以上の個室 ・ 住宅地または、住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。
運営内容	・ 心身の状況の把握 ・ 要介護認定の申請にかかる援助 ・ 小規模多機能型居宅介護計画及び居宅介護サービス計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者＜代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等＞、市町村職員等

事業所実地指導 報告書

【実施の目的等】

- ・介護保険法第 23 条に基づき、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施。
- ・実地指導計画に基づく定期的な指導の一環として実地指導を行った。

① グループホーム 恵寿 貳番館

実施日時：令和元年 11 月 15 日（金） 実施
指摘事項は無く、適正な運営が確認された。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・運営推進会議の運営や、委員会議事録の記録方法についての改善指導を行った。

② デイサービスセンター すずらん

実施日時：令和 4 年 11 月 1 日（火）実施
指摘事項は無く、適正な運営が確認された。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・事故報告書について、市への報告対象の基準が不明確であったので、基準を説明し、今後役に立ててもらおうよう依頼。
※直近では、報告基準に該当するような事故は発生していないことを確認
- ・管理者業務の兼任状況について、過剰な負担とならないよう忠告

③ 小規模多機能 恵寿

実施日時：令和元年 11 月 15 日（金） 実施（①の施設と午前・午後に分けて実施）
指摘事項は無く、適正な運営が確認された。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・居宅サービス計画にかかるモニタリングについて、居宅介護支援専門員の入れ替わりのあった月のみモニタリング記録が保管できていなかったため、適切に保管するよう指導
- ・非常災害対策について、マニュアルの提示を求めたところ、すぐに提示することができず、事後の確認となった。職員がすぐに確認出来るようにしておき、内容を理解しておくよう指導
- ・事業所のパンフレットと市への届出に定員数の相違があったため、表示を改めるよう指導

④ デイサービス茶話本舗中津川

実施日時：令和4年11月24日（木）実施

指摘事項は無く、適正な運営が確認された。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・玄関掲示の加算体制一覧表が、指導時点の加算体制とは異なるものが掲示されていたため最新のものに差し替えを行うよう指示。
- ・消防計画について、現状と異なる点を確認され、また消防署に提出された証跡が確認できなかったため、現状に即した計画に変更のうえ、消防所に提出するよう指導。
- ・宿泊サービスを提供するが、スプリンクラーが設置されていない（例外適用）施設であり、夜間発災時の避難行動について困難が想定されるので、夜間想定消防訓練等を通じて、防災力を高めて欲しいと依頼。

⑤ デイサービス おひさま

実施日時：令和4年11月17日（木）実施

指摘事項は無く、適正な運営が確認された。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・利用契約書の約款に記載されている、利用料の自己負担割合について不備が確認されたので、改善指導を行った。

⑥ サンシャインプレミア ム 中津川グループホーム

実施日時：令和5年1月19日（木）実施

指摘事項は無く、適正な運営が確認された。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・賃金改善計画書をすべての介護職員に周知することが求められているが、その証跡を確認することができなかったため、今後は確実に証跡を残すよう指示
- ・身体拘束を実施している利用者が2名確認されたが、拘束実施の検討にかかる記録について、第三者が見て、「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件をすべて満たしていると納得できるような検討および記録を心がけてもらう様指示。